大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年十二月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）ラムー奈良葛城店

所在地　葛城市忍海二三六－一ほか

二　述べられた意見の概要

葛城市の区域内に居住する者

１　二十四時間営業の店舗が隣にできることにより、深夜の時間帯の車両の出入り又は駐車車両のアイドリング音等により、睡眠が妨げられる可能性が大である。

また、他の音としては、店舗の換気の送風機は屋上に計画されているようであるが、附属屋として計画されているトイレの換気音が常に発せられると思われる。

２　日照の件では、２ｍ程の擁壁が計画されていて、その上に目かくしフェンスを設置されると、４ｍ程の壁ができ、日照が遮られてしまう。

なお、擁壁とフェンスの隙間ができると、南方からの風により、隣接する住民の頭（目線）付近の高さで、ゴミ、砂ぼこり、雨しずく等が飛んで来る恐れがあるので、防音性の高い日照を遮らない素材のフェンスを設置してほしい。

３　深夜の時間帯の照明は極力おさえてほしい。

三　縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四　縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年一月八日まで

五　縦覧時間

午前九時から午後五時まで